

# ふじみ野市議会基本条例

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第4条－第16条）

第3章 市民との関係（第17条－第19条）

第4章 議会と市長等との関係（第20条－第22条）

第5章 議会の機能強化（第23条－第31条）

第6章 定期検証及び見直し手続（第32条・第33条）

### 附則

ふじみ野市は、古くは江戸と川越を結ぶ陸路と水運の要所として栄え、高度経済成長以降は、首都圏近郊の住宅都市として発展してきた。平成17年10月に旧上福岡市と旧大井町の合併によって10万都市となり、自治体規模の変化に対応すべく行財政改革が進められ、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行と相まって、より自主性・自立性が問われる時代となった。

このような状況下において、ふじみ野市議会は、日本国憲法によって定められた市民を代表する唯一の議事機関であることを認識し、市民から選ばれた二元代表制の一翼を担う機関として市長等の執行機関との健全な緊張関係を構築し、政策立案及び監視機能を積極的に発揮し、様々な媒体を通して情報を公開し、議会としての存在感を示すことが求められている。

これらを達成するために、これまで積み重ねてきた議会改革を推し進め、議会及び議員の責務を認識し、平素の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保など、議会活動を支える仕組みを本条例に制定し、市民の負託に応えられる開かれた議会を目指し、取り組んでいくことをここに決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、ふじみ野市議会（以下「議会」という。）の基本理念等を定め、二元代表制の下、議会及びふじみ野市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等を明らかにするとともに、議会と市長等の執行機関（以下「市長等」という。）及び市民との関係の基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の増進、市勢の豊かな進展及び議会制民主主義の健全な発展に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第2条 議員は市民の代表であることを自覚し、議会は二元代表制の一翼を担う機関としての機能を最大限発揮させ、地方自治の本旨の実現を目指すことを基本理念とする。

### （他の条例等との関係）

第3条 この条例は、議会における基本的事項を定めるものであることから、議会に係る他の条例及びその他の規程を制定し、又は改廃しようとするときは、この条例と整合を図るものとする。

2 この条例の施行に関し必要な事項は、条例、規則その他の規程で定める。

#### 第2章 議会及び議員の活動原則

##### (議会活動の原則)

第4条 議会は、市民を代表する合議制の機関としての責務を認識し、次に掲げる原則に従い、活動するものとする。

(1) 公正性及び透明性を確保した議会運営を目指し、市民から信頼される議会であること。

(2) 議決責任を深く認識し、市民に対する情報の公開及び市民が納得のできる説明責任を果たすこと。

(3) 誰にとっても身近で分かりやすく開かれた議会であること。

(4) 市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、自由闊達<sup>かつ</sup>な討議を行うこと。

(5) 市民の負託に的確に応えられる議会のあり方を探求し、議会改革に継続的に取り組むこと。

##### (議長及び副議長)

第5条 議長は、議会を代表する立場において中立かつ公平な職務を行い、民主的な議会運営を通して、議会改革につなげるものとする。

2 前項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合について準用する。この場合において、同項中「議長」とあるのは、「副議長」と読み替えるものとする。

##### (本会議)

第6条 議会の意思は、議場に参集した全ての議員による定例会又は臨時会の会議（以下「本会議」という。）でこれを決定する。

2 議会の議決を要する事件は、本会議の議決を経てその効力を生ずる。

##### (臨時会の招集)

第7条 議長は、付議すべき事件があるときは、議会運営委員会の議決を経て臨時会の招集を市長に請求することができる。

2 議員は、その定数の4分の1以上の者により、臨時会の招集を市長に請求することができる。

3 前2項の規定による請求をしたが、招集されない場合は、議長が臨時会を招集する。

4 臨時会の会期は、議会が決定する。

##### (会議録)

第8条 議長は、事務局長に定例会及び臨時会の会議録を作成させ、保管しなければならない。

2 前項の会議録は、写しの閲覧、インターネットの利用等により公開しなければならない。ただし、個人の権利利益の侵害その他相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(災害発生時の対応)

第9条 議長は、災害発生時にふじみ野市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を置くものとし、被災情報を収集及び整理し、ふじみ野市災害対策本部へ提供する等の対応に努めるものとする。

2 災害対策会議の設置及び情報提供の方法等は、議長が別に定める。

3 議会及び議員は、災害発生時に市民の安全確保や被害の拡大の防止等に努めるものとする。

4 災害時における議員の行動基準等は、議長が別に定める。

(議員活動の原則)

第10条 議員は、選挙で選ばれた公職としての責務を深く認識し、次に掲げる原則に従い、活動するものとする。

(1) 議会活動を最優先するよう努めること。

(2) 市政に関する市民の意思を的確に把握するよう努めること。

(3) 市政の課題並びに政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めること。

(4) 自らの資質向上のため、不断の研鑽<sup>さん</sup>を積み重ねること。

(5) 議会の構成員として、個別的課題の解決だけではなく、市全体の福祉の増進を目指すこと。

(会派)

第11条 議員は、議会活動に資するため、同一の理念等を有して活動する会派を結成することができる。

2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。

(1) 政策の立案及び提言並びにこれらの調査研究をすること。

(2) 議案等の審議及び審査のための調査研究をすること。

(3) 議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営に努めること。

(政務活動費)

第12条 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、政策立案又は議案等の審議及び審査のための調査研究等に資する活動費用として活用し、その使途を収支報告書とともに報告し、透明性を確保しなければならない。

2 政務活動費の交付に関し必要な事項は、ふじみ野市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第161号）の定めるところによる。

(議員の政治倫理)

第13条 議員は、選挙で選ばれた公人であり、市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、政治倫理の向上及び確立に努めるものとする。

2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、ふじみ野市議会議員政治倫理条例（平成30年ふじみ野市条例第 号）の定めるところによる。

（議員定数）

第14条 議員の定数は、ふじみ野市議会議員定数条例（平成18年ふじみ野市条例第62号。次項において「議員定数条例」という。）の定めるところによる。

2 委員会又は議員が、議員定数条例の改正議案を提出しようとするときは、議員定数に係る基準等について明確な改正理由を付して提出するものとする。

3 前項の規定による提出をするに当たっては、参考人制度、公聴会制度等を用い、市民の意見を積極的に聴取するよう努めるものとする。

（議員報酬）

第15条 議員報酬は、ふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第34号。次項において「議員報酬等条例」という。）の定めるところによる。

2 委員会又は議員は、議員報酬の額の変更に伴う議員報酬等条例の改正議案を提出するときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。

3 前項の規定による提出をするに当たっては、参考人制度、公聴会制度等を用い、市民の意見を積極的に聴取するよう努めるものとする。

（議員の表決賛否の公表）

第16条 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報、ホームページ等で公表し、各議員の表決に対し、市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

### 第3章 市民との関係

（市民参加）

第17条 開かれた議会に資するため、本会議及び委員会は、これを公開とする。

2 議会は、請願の審査に際し、請願者から趣旨の説明を聴く機会を確保するよう努めるものとする。

3 議会は、開かれた議会を実現するため、積極的な広報及び広聴活動に努め、市民の声が議会に反映されるよう努めるものとする。

（議会報告会）

第18条 議会は、議員と市民とが市政全般についての情報及び意見を交換するため、議会報告会を開催しなければならない。

（パブリックコメント）

第19条 議会は、政策提言機能を最大限発揮するため、基本的な政策等の策定に当たり、パブリックコメントを行うことができる。

### 第4章 議会と市長等との関係

（議員と市長等との関係）

第20条 議会は、二元代表制の下、市長等との対等で緊張ある関係を構築し、

市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、市政の発展に取り組むものとする。

2 議員の市長等に対する質疑及び質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。

3 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反対に質問することができる。

(議決事件)

第21条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項に規定するもののほか、議会の議決すべきものは、市政運営の指針となる総合的な最上位計画(当該計画の実現のため、市政全般にわたり総合的かつ体系的な計画を別に定めた場合は当該計画を含む。)の策定、変更又は廃止とする。

2 議会は、議事機関としての機能強化のため、議会の議決すべき事件の追加等を必要に応じて検討するものとする。

(閉会中の書面による質問)

第22条 議会は、閉会中に緊急を要する事案等が発生した場合は、市長等に対し、書面により質問を行うことができる。

2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、書面で回答するものとする。

3 議会は、前2項の書面による質問及び回答は、全ての議員に通知するとともに、公表するものとする。

## 第5章 議会の機能強化

(議会改革)

第23条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化を的確に把握し、新たに生ずる市政への課題等を適切かつ迅速に対応するため、平素より議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、議会に関する例規等を継続的に見直すものとする。

(議員研修の充実及び強化)

第24条 議会は、議員の資質の向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努めるものとする。

2 議会及び議員は、市政の課題を多角的な視点から捉えるため、他の地方公共団体等の事例を調査研究するものとする。

3 議会は、前2項の議員研修及び調査研究の実施状況を議会広報、ホームページ等により公開するものとする。

(自由討議)

第25条 議会は、言論の府であることを認識し、議員相互の自由討議に努め、議論を尽くすものとする。

2 議員は、政策提言及び条例、意見等の議案の提出を積極的に行い、議員相互の自由討議が拡大するよう努めるものとする。

(調査のための機関の設置)

第26条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、調査のための機関を置くことができる。

2 議会は、市の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する調査機関を置くことができる。

(議会事務局)

第27条 議長は、議会による政策立案機能を強化させ、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び政策法務機能の充実強化並びに人員組織体制を整えるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 議長及び議会事務局は、議員の議会活動に必要な政策情報の提供及び調査に努めるものとする。この場合において、議会事務局は、専門的な知識や経験を有する者の活用を図ることができる。

(議会図書室)

第28条 議会は、議員の調査研究に必要な図書その他の資料を収集し、それを整理するための議会図書室を適正に管理運営するとともにその機能強化に努めるものとする。

(予算の確保)

第29条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を発揮するために必要な予算の確保に努めるものとする。

(交流及び連携の推進)

第30条 議会は、政策形成及び広域的な課題を解決するため、他の地方公共団体の議会等との交流及び連携を推進するものとする。

(広報広聴の充実)

第31条 議会は、開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努めるとともに、それらの活動を通じて得られた市民の声を議会活動に反映するものとする。

## 第6章 定期検証及び見直し手続

(条例の定期検証)

第32条 議会は、ふじみ野市議会議員一般選挙を経た任期開始後、その都度、速やかにこの条例の施行の状況について全員協議会で検証を行うものとする。

(条例の見直し手続)

第33条 議会は、この条例の施行後に必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について議会運営委員会等で検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。